

香川県報



第 103 号

平成 16 年

12月28日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

| | | | |
|-----------|---|--|-------------|
| 告示 | ●公平委員会の事務の受託の廃止 有害図書 の 指定 ●海岸保全区域の指定（二件） 道路の供用開始 | （自治振興課） （青少年・男女共同参画課） （水産課） （道路保全課） | 一 二 三 |
| 公告 | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（二件） 土地改良事業の適否決定 土地改良事業計画変更の同意（二件） 土地改良区の役員の就退任の届出 土地改良区の役員の退任の届出 | （県民参画課） （経営支援課） （土地改良課） " " " " " " | 四 五 六 |
| 教育委員会規則 | ●香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 | | |
| 警察本部告示 | ●香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程 | | 一一 |
| 選挙管理委員会告示 | 政治資金規正法の規定による政治団体の届出 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出 | | 一二 |
| 人事委員会規則 | | | |

●給料の特別調整額表に関する規則等の一部を改正する規則
人事委員会告示

●給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一部改正
地方労働委員会規程

●香川県地方労働委員会公告式規程及び香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

告示

香川県告示第八百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十七年三月二十一日をもって、綾歌郡綾歌町及び同郡飯山町並びに飯綾消防組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第八百四十九号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 指定図書番号 | 指定年月日 | 種別 | 図 書 名 | 雑誌コード | 発行所名 | 指定理由 |
|--------|----------|----|-----------------------------------|------------|---------|-----------------------------|
| 217 | 平成十六年十一月 | 雑誌 | ホィツァ 1月号（No.60） | 08169 - 1 | ㈱コアムカジン | 内容が著しく性的な感情を刺激し、又は性相長を助長する等 |
| 218 | " | " | おせーカールズ 1月号 | 02257 - 01 | " | " |
| 219 | " | " | @BUNTA DX BREAK MAX 1月号増刊(VOL.03) | 18012 - 1 | " | " |

| | | | | | |
|-----|------------|---|------------|---------------|------------------------------|
| 220 | " | ザ・ベスト MAGAZINE Special 1月号 (NO.138) | 14077 - 1 | 傑作ベスト セラーズ | 年の福址 を阻害す るおそれ がある。 |
| 221 | " | MeruFre ! BOMBER 1月号 (NUMBER-044) | 08513 - 01 | " | |
| 222 | " | PENT - JAPAN 1月号 | 07933 - 1 | 傑ぶんか 社 | |
| 223 | コミック ク誌 | 無敵恋愛 S♡girl 話王1月1日号増刊 (vol.4) | 19820 - 1 | " | |
| 224 | 雑誌 | @BOOING スーパーコミック1月号増刊 (VOL.3) | 15544 - 01 | 曙出版(株) | |
| 225 | " | 爆写本当にあった人妻の淫らな話 本当にあったみだらな話 1月号増刊 (VOL.2) | 18118 - 1 | 傑岩尾信 志事務所 | |
| 226 | " | GOKUH 1月号 (No.162) | 03797 - 01 | 傑バウハ ウス | |
| 227 | " | Dr.ピカソ 1月号 (NO.118) | 06635 - 01 | " | |
| 228 | コミック ク誌 | Kissui 1月号 (VOL.014) | 02801 - 1 | 英知出版 (株) | |
| 229 | " | 実話大報 Kissui 1月号増刊 | 02802 - 01 | " | |
| 230 | 雑誌 | 別冊 GON ! 1月号 (通巻44号) | 18185 - 1 | 三リオン 出版(株) | |
| 231 | ガイド ド誌 | インターネット無料サイトガイド8 GEIBUNMOOKS NO.484 | 63619 - 92 | 傑芸文社 | |
| 232 | コミック ク誌 | 恋愛天国/パラダイス 1月号 | 09675 - 1 | 傑竹書房 | |
| 233 | 雑誌 | DXビデオ&DVD 1月号 | 06463 - 1 | 傑アザニ ール | |

| | | | | |
|-----|------------|-------------------------------|------------|---------------|
| 234 | " | 遊ぶ達人 1月号 (NUMBER-002) | 01327 - 1 | 傑晋遊社 |
| 235 | " | 実話マガジン・バツ！ 1月号 | 18385 - 01 | 傑マガジン マガジン |
| 236 | コミック ク誌 | Men & YOUNG 1月号 | 08597 - 1 | 傑双葉社 |
| 237 | " | レディースコミック・タワー 1月号 (no.149) | 19673 - 01 | 三和出版 (株) |

香川県告示第八百五十一号
 建築法(昭和三十一年法律第百四十四号)第三条第一項の規定により、建築保全区域を次の
 ように指定する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 眞 綿 武 紀

| 沿岸名 | 漁港名 | 地区漁港名 | 地 域 |
|--------|------|--------|--|
| 讃岐阿波沿岸 | 小部漁港 | 小部漁港東岸 | 一 指定場所 小豆郡土庄町小部字野手甲六九〇番三地先 二 指定区域 基点一、基点二、補助点三、一、補助点二、一、 基点二を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域 三 起点、基点及び補助点の表示(角度の表示は、方 向角(°)とする) 起点一 小豆郡土庄町小部字野手甲六九〇番二地 内の標杭 基点二 起点一から三三三度三〇分、一八・〇メ ートルの地点 基点三 基点二から八二度〇〇分、二二・〇メ ートルの地点 補助点二 一 基点一から三三三度〇〇分、三〇 ・〇メートルの地点 補助点三 一 基点三から三三三度〇〇分、三〇 ・〇メートルの地点 |

香川県告示第八百五十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

| | | | |
|--|------|-------|------------|
| 沿岸名 | 漁港名 | 地区海岸名 | 海岸保全区域 |
| 讃岐阿波沿岸 | 室浜漁港 | 室浜漁港海 | 香川県知事 真鍋武紀 |
| <p>一 指定場所 三豊郡詫間町大字箱字室浜、系の越地先</p> <p>二 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四を順次に直線で結んだ線及び基点四と補助点四一を漁港区域円弧に沿って結んだ線並びに補助点四一、補助点一、基点一を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域</p> <p>三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）</p> <p>基点一 三豊郡詫間町大字箱字室浜一〇一四番地地先の標杭</p> <p>基点二 基点一から二八度三〇分、一六・五メートルの地点</p> <p>基点三 基点二から一三三度三〇分、四九・〇メートルの地点</p> <p>基点四 基点三から一二度〇〇分、一一〇・〇メートルの地点</p> <p>補助点四 基点四から一八度三〇分、五五・〇メートルの地点</p> <p>補助点一 基点一から三三度〇〇分、五三・〇メートルの地点</p> | | | |

香川県告示第八百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月二十八日から平成十七年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十八号
- 三 道路の区域

| 区間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考 |
|--------------------------------|-------------|----------|--------------------------|
| 仲多度郡満濃町大字坂所西字西の岡二三六 二番一地先から | 一一・五 | | 平成十四年香川県告示第六百八十五号で変更した区域 |
| 仲多度郡満濃町大字坂所西字西の岡二三三 四番八地先まで | 三八・〇 | 二九八 | |

四 供用開始の期日 平成十六年十二月二十八日

公 告

香川県公告第六百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月十七日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

一 申請のあった年月日

平成十六年十二月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ひかりエコ・エンジニアリング

川上 敬

高松市檀紙町一九八五番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、精神障害者、高齢者等就労弱者に対して、職業能力開発及

び雇用の場の提供に関する事業を行い、障害者・高齢者福祉並びにこれらの人々の就労を通じての自立及び地域共同社会への貢献に寄与することを目的とする。

香川県公告第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ空港口店 高松市木太町二区一六八二番地一ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗の名称

変更前 マルナカ空港口店

変更後 マルナカ木太店

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

三 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一

変更前 午前九時四十分から午後十時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

駐車場二

変更前 午前九時四十分から午後十時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十時まで

4 変更年月日

平成十七年一月八日

二 届出年月日

平成十六年十二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十八日（火曜日）から平成十七年四月二十八日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年四月二十八日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第

三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マルナカ長尾店 さぬき市長尾西八三三番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場一

変更前 午前九時四十分から午後八時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

駐車場二

変更前 午前九時四十分から午後八時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十時まで

4 変更年月日

平成十七年一月八日

二 届出年月日

平成十六年十二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十六年十二月二十八日（火曜日）から平成十七年四月二十八日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年四月二十八日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する

同法第八条第一項の規定により、飯山町が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）（飛石地区））を行うことについて平成十六年十一月十八日適当と決定した。

その関係書類を飯山町産業経済課において平成十七年一月十一日から同月三十一日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する

同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾歌町が土地改

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成十四年香川県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「要件」を「経済的な理由により修学することが著しく困難であることの要件」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二条第三号に掲げる経済的な理由により修学することが困難であり、かつ、学業等に優れていることの要件を備える者は、次の各号に該当する者とする。

一 前項第三号に規定する期間の主として家計を支えている者の収入から教育長が別に定める控除額を控除した金額が、別表第一の上欄に掲げる世帯人員に応じた同表の下欄に掲げる収入基準額以下であつて、困窮していると教育長が認めたる者。ただし、教育長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

二 高等学校等の学習成績の評定を合計した値を全履修科目数で除して得た値が三・〇（高等学校等の学習成績が未評定である場合は、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の最終学年の学習成績の評定を合計した値を全履修教科数で除して得た値が三・五）以上である者。ただし、教育長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

三 学習活動その他生活の全般を通じての態度及び行動が生徒にふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがある者で、健康診断により修学に十分耐え得るものと認められるもの

第三条に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項第一号又は第二号及び第二項各号に該当する場合は第一号及び第二号のいずれか並びに第四号に掲げる書類を、同条第一項第三号及び第二項各号にのみ該当する場合は第二号及び第三号のいずれか並びに第四号に掲げる書類を添付して、提出することができる。

第三条第一号中「前条第一号又は第二号」を「前条第一項第一号又は第二号」に、「同条第一号又は第二号」を「同項第一号又は第二号」に改め、「書類」の下に「及びその者の属する世帯のすべての構成員の住民票の写し」を加え、同条第二号中「前条第一号又は第二号」に該当する場合以外の場合」を「前条第一項第三号に該当する場合（同項第一号又

は第二号に該当する場合を除く。）」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、「書類」の下に「及び住民票の写し」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 前条第二項各号に該当する場合にあつては、同項第一号に規定する期間の主として家計を支えている者の収入並びに同項第二号及び第三号に該当することを証明する書類

第五条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第六条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第三項中「のうち一人」を削る。

第八条第一項中「又は半年賦」を「半年賦、月賦又はその他一年内の割賦」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（貸付けの対象者の要件を証明する書類の提出）

第十二条 奨学生は、教育長が必要と認めるときは、第二条第一項各号のいずれか又は同条第二項各号に該当することを証明する書類を教育長に提出しなければならない。

別表第二を別表第三とする。

別表第一中「又は高等専門学校」を「盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第二条関係）

| 世帯人員 | 収入基準額 |
|------|------------|
| 一人 | 一、四三〇、〇〇〇円 |
| 二人 | 一、二九〇、〇〇〇円 |
| 三人 | 一、一六四、〇〇〇円 |
| 四人 | 一、〇六六、〇〇〇円 |
| 五人 | 三、〇七〇、〇〇〇円 |
| 六人 | 三、二五〇、〇〇〇円 |
| 七人 | 三、四一〇、〇〇〇円 |

備考 世帯人員が七人を超える場合は、一人増すことに一六、円を世帯人員が七人の収入基準額に加算する。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

(日本工業規格A列4番)

高等学校等奨学金貸付申請書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

申請者 氏 名 ㊟

香川県高等学校等奨学金貸付条例第3条の規定により香川県高等学校等奨学金の貸付けを受けたいので、香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第3条の規定により申請します。

| | | | | | | |
|--------------|---------------------|--------|-----------------------|-----------------------|-------------------|------|
| ふりがな氏名 | | | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 住 所 | | | 電話番号 | | | |
| 学 校 名 等 | | | 全日制 定時制 通信制 | 科 | 学年 年次 年 月入学 | |
| 貸付けの対象者の要件 | 香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則 | | 第2条第1項 第2条第2項 | に規定する要件 | | |
| 希望貸付期間 | 年 月から | | 年 月まで | | | |
| 希望貸付額 | 月額 | 円 | 通学形態 | 自宅通学 自宅外通学 | | |
| 他の奨学金等の受給の有無 | 無 ・ 有 (奨学金等の名称) | | | | | |
| 連帯保証人 | ふりがな氏名 | ㊟ | | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 住 所 | | | 電話番号 | | |
| | | | | 本人との関係 | | |
| 同一の生計の家族 | 就学者を除く家族 | 本人との続柄 | 氏 名 | 年齢 | 収入金額 | 所得金額 |
| | | | | 歳 | 円 | 円 |
| | | | | 歳 | 円 | 円 |
| | | | | 歳 | 円 | 円 |
| | 就学者(本人を除く) | 本人との続柄 | 氏 名 | 在学学校 | | 通学形態 |
| | | | 国公立・私立 | 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学 | 自宅・自宅外 | |
| | | | 国公立・私立 | 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学 | 自宅・自宅外 | |
| | | | 国公立・私立 | 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学 | 自宅・自宅外 | |
| | | 国公立・私立 | 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学 | 自宅・自宅外 | | |

備考1 該当するものを で囲んでください。

2 「同一の生計の家族」の欄は、香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第2条第2項に規定する要件に該当するものとして、奨学金の貸付けを受けようとする場合に記入してください。

3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

高等学校等奨学金借用証書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

住 所

氏 名

Ⓜ

連帯保証人

住 所

氏 名

Ⓜ

次のとおり奨学金を借用しました。

| | |
|--------------|-------------|
| 貸付決定番号 | 第 号 |
| 貸付けを受けた奨学金の額 | 円 |
| 貸付けを受けた期間 | 年 月から 年 月まで |

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

高等学校等奨学金返還計画書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

次のとおり奨学金を返還します。

| 貸付決定番号 | 第 号 | | |
|--------------|----------|---------------------|--------------------|
| 貸付けを受けた奨学金の額 | 円 | | |
| 返 還 の 方 法 | 1 年 賦 | 返 還 月 | 毎年 月 |
| | | 返還期間 | 年 月から 年 月まで |
| | | 割賦の額及び回数 | 円 回 (最終回の返還額 円) |
| | 2 半年賦 | 返 還 月 | 毎年 月 及び 月 |
| | | 返還期間 | 年 月から 年 月まで |
| | | 割賦の額及び回数 | 円 回 (最終回の返還額 円) |
| | 3 月 賦 | 返還期間 | 年 月から 年 月まで |
| | | 割賦の額及び回数 | 円 回 (最終回の返還額 円) |
| | | 4 その他 1年内 の割賦 | 返還の月 又は月日 |
| | 返還期間 | | 年 月から 年 月まで |
| | 割賦の額及び回数 | | 円 回 (最終回の返還額 円) |
| | 5 一 括 | | |

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

警察本部告示

香川県警察本部告示第十三号

香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月二十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察参考人等旅費取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号八中(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、同号八(10)中「(9)」を「(10)」に改め、同号八中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同号八(4)中「強制わいせつ・強姦致死傷罪」を「強制わいせつ等致死傷罪」に改め、同号八中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 集団強姦等罪（刑法第七十八条の二の罪をいい、未遂を含む。）

附 則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年十二月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

片山けいじ後援会

高木 三雄

大殿 雅光

丸亀市土器町東七 六〇六

香川県選挙管理委員会告示第四百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十二月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|-----------------|--------|-------|-------|
| 社会民主党香川県第一区支部連合 | 代表者の氏名 | 小河 雄磨 | 加藤 繁秋 |
| 社会民主党香川県第三区支部連合 | 代表者の氏名 | 篠原 正憲 | 奥田 研二 |

香川県選挙管理委員会告示第四百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十二月二十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

| 政治団体の名称 |
|------------------------|
| 北里敏明香川県後援会 |
| 長期政策総合懇話会香川県支部（竹下登後援会） |

人事委員会規則

給料の特別調整額表に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第二十二号

給料の特別調整額表に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の特別調整額表に関する規則の一部改正)

第一条 給料の特別調整額表に関する規則(昭和二十八年香川県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表地方労働委員会の事務部局の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年香川県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

(香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 香川県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年香川県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一地方労働委員会の事務部局の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

人事委員会告示

香川県人事委員会告示第五号

給料表別、級別職務分類表(昭和六十年香川県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十八日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

別表第一中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

地方労働委員会規程

香川県地方労働委員会公告式規程及び香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月二十八日

香川県地方労働委員会会長 細川進

香川県地方労働委員会規程第二号

香川県地方労働委員会公告式規程及び香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

(香川県地方労働委員会公告式規程の一部改正)

第一条 香川県地方労働委員会公告式規程(昭和二十五年香川県地方労働委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県労働委員会公告式規程

第一条に見出しとして、「(規程及び告示の形式)」を付し、同条中「香川県地方労働委員会規程又は香川県地方労働委員会告示」を「香川県労働委員会規程又は香川県労働委員会告示」に、「告示の」を「告示の」に、「委員会又は会長」を「香川県労働委員会又は香川県労働委員会会長」に改める。

第二条に見出しとして、「(香川県報への登載)」を付し、同条中「告示は当分の間」を「告示は、」に改める。

(香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正)

第二条 香川県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成十六年香川県地方労働委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

第一項中「香川県地方労働委員会規程」を「香川県労働委員会規程」に、「香川県地方労働委員会(」を「香川県労働委員会(」に改める。

附 則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

平成十六年十二月二十八日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています